地域未来投資促進法のページ

|  |
| --- |
| 平成29年7月31日、地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のため、「地域未来投資促進法」が施行されました。活用に当たっては、国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県が基本計画を策定し、国の同意を得る必要がありますが、北海道としては、地域経済の活性化や地域に持続可能性の高い産業を創出し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現することを目的として、道内自治体と共同して基本計画を策定し、国の同意を得ました。 |

■同意を得た基本計画

【平成29年9月29日同意 ９地域】

○札幌市

○函館市、北斗市、七飯町

○旭川市、東神楽町、東川町

○室蘭市

○帯広市

○岩見沢市

○千歳市

○音更町

○芽室町

※基本計画（概要＆本文）の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

　[北海道内の基本計画（北海道経済産業局のウェブサイト）](http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/chiiki_mirai/index.htm)

■地域未来投資促進法による支援措置を受けるには

　事業者が支援を受けるためには、地域経済牽引事業計画を作成し、事業の着手前に北海道の承認を受ける必要があります。

　また、課税の特例措置を受けるには、地域経済牽引事業の先進性について国の確認が必要となります。

　[○地域経済牽引事業計画申請様式](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/youshiki-jigyoukeikaku.doc)

　・地域経済牽引事業計画の承認申請書（様式第１）

　・地域経済牽引事業計画の変更の承認申請書（様式第２）

　・承認地域経済牽引事業計画の実施状況報告書（様式第３）

【国】

　　　基本方針

　　　　　　　　　　　　同 意　　　　　　　　　　　　　　 承 認

【事業者】

地域経済牽引事業計画

【市町村及び道】

基本計画

■[地域未来投資促進法による主な支援措置](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/zigyoushamuke.pdf)

　○課税の特例措置～国が先進性を確認した事業

　　・設備投資に係る減税措置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象設備 | 特別償却 | 税額控除 |
| 機械・装置 | 40％ | 4％ |
| 器具・備品 | 40％ | 4％ |
| 建物・附属設備・構築物 | 20％ | 2％ |

　　・総投資額2,000万円以上／事業が対象

　　・対象資産の取得価額の合計額のうち、支援対象となる金額は、100億円／事業を限度

　　・前年度の減価償却費の10％を超える設備投資が対象

○人材の支援措置

　・地域中核企業創出・支援事業

　　　→外部とのネットワークの構築や更なる成長のための事業化戦略の立案や販路開拓等の

取組を支援

　○金融面の支援措置

　　・地域経済活性化支援機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等の連携によるファンド等から

のリスクマネーの供給

　○規制の特例措置

　　･農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

　　･特許料（中小企業の場合）及び地域団体商標の登録料等の減免

■お問い合わせ

　地域未来投資促進法に関することは、経済部産業振興局産業振興課内に設置した相談窓口

「地域未来投資総合支援室」にお寄せください。

　・電　　話　０１１－２０４－５３２８

　・ファクス　０１１－２３２－２１３９

※制度等の詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

[地域未来投資促進法の概要（経済産業省のウェブサイト）](http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html)